

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 路面復旧費・検査事務費徴収単価表の告示【建設局総務部管理課】 1397
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 1411
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 1412
- 公有水面埋立ての竣功の認可（2件）【港湾空港局港営部港営課】 1413
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 1416

◇ 公 告

- 小倉駅南口東地区市街地再開発組合理事長の氏名及び住所の届出【建築都市局整備部再開発課】 1417
- 都市公園の区域変更【建設局公園緑地部公園管理課】 1418
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（2件）【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】 1419

◇ 区選挙管理委員会

- 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表【門司区選挙管理委員会事務局】 1421
- 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表【小倉北区選挙管理委員会事務局】 1422
- 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表【小倉南区選挙管理委員会事務局】 1424
- 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表【若松区選挙管理委員会事務局】 1426
- 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表【八幡東区選挙管理委員会事務局】 1427
- 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表【八幡西区選挙管理委員会事務局】 1428
- 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表【戸畑区選挙管理委員会事務局】 1431

北九州市告示第 2 1 3 号

北九州市道路占用規則（昭和 3 8 年北九州市規則第 8 9 号）第 2 5 条第 3 項の市長が別に定める単価表を次のように定め、平成 2 6 年 5 月 1 日以後道路の占用の許可を受けた者から適用する。

路面復旧費徴収単価表（平成 2 6 年北九州市告示第 9 4 号）は、平成 2 6 年 4 月 3 0 日をもって廃止する。

平成 2 6 年 4 月 2 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

平成 26 年 度

路面復旧費・検査事務費
徴収単価表

(平成26年5月1日)

北九州市

【はじめに】

本単価表は、北九州市道路占用規則第25条第4項に基づき告示するものである。
平成26年5月1日以後道路の占用の許可を受けたものから適用する。

【北九州市道路占用規則抜粋】

(掘削の方法等)

第24条 占有者は、掘削、埋戻し及び埋め戻した路面の復旧の工事を、市長が別に定める方法により施行しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が埋め戻した路面の復旧の工事（以下「路面復旧工事」という。）を施行することができる。

- (1) 市長が施行する道路に関する工事と併せて復旧する必要があるとき。
- (2) 掘削の伴う工事が競合して行われた場合で、市長が統一して路面を復旧することが適当と認めるとき。
- (3) 大規模な掘削の工事で路面の復旧に高度の技術を必要とするとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

(費用の徴収)

第25条 前条第2項の規定により市長が路面復旧工事を施行する場合は、当該路面復旧工事に要する費用を占有者から徴収する。ただし、占用工事が第20条の規定による舗装先行工事（市長による舗装の工事に先行して施行する工事を行うことをいう。）に該当する場合は、この限りでない。

2 前条第1項の規定により占有者が路面復旧工事を施行した場合及び前項ただし書の場合は、市長が行う検査に要する費用を占有者から徴収する。

3 前2項の規定により占有者が負担する路面復旧工事及び検査に要する費用の額は、市長が別に定める単価表により算出した額とする。

4 前項の単価表は、告示する。

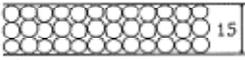
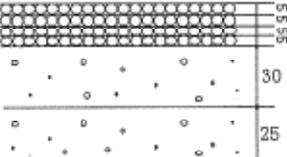
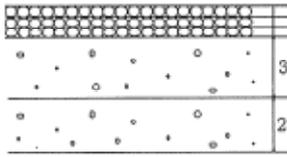
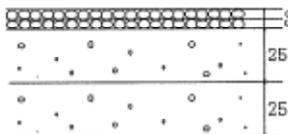
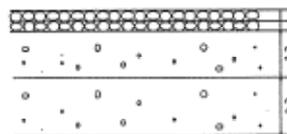
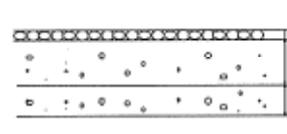
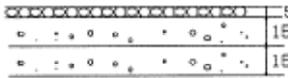
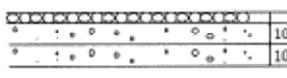
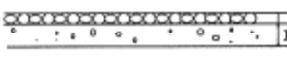
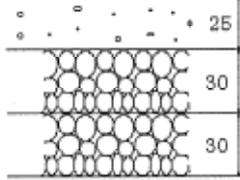
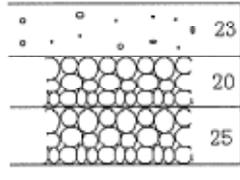
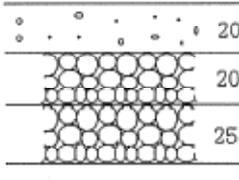
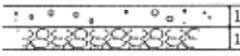
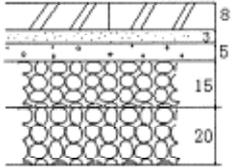
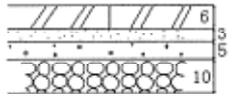
路面復旧費・検査事務費徴収単価表

1 徴収単価

種別		復旧面積 1㎡当たり 復旧単価 (円)	復旧面積 1㎡当たり 検査事務費 (円)
砂利道	G	—	140
アスファルト コンクリート 舗装道	A s 1	31,720	1,530
	＃ 2	26,510	1,280
	＃ 3	20,910	1,010
	＃ 4	20,510	990
	＃ 5	13,420	650
	＃ 6	11,080	540
	＃ 7	9,700	470
	＃ 8 (歩道)	7,050	340
セメント コンクリート 舗装道	C o n 1	30,950	1,500
	＃ 2	29,100	1,410
	＃ 3	27,910	1,350
	＃ 4 (歩道)	12,880	620
コンクリート ブロック道	C. B (車道)	23,130	1,120
	C. B (歩道)	18,790	910

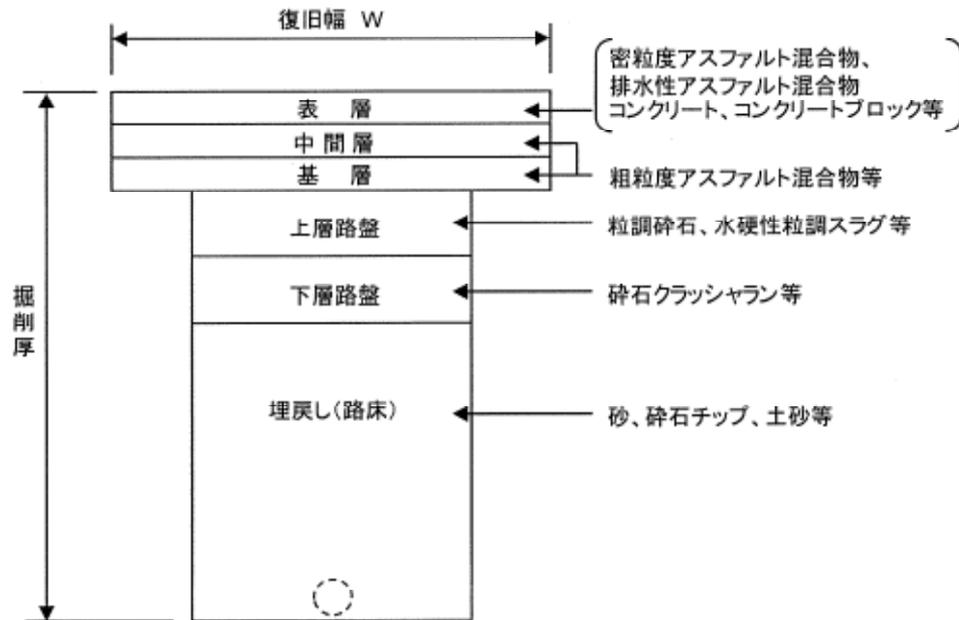
- 注1 新設工事中（現道拡幅を含む）の道路及び舗装先行工事で、道路管理者と協議の上砂利復旧する場合の、占有者から徴収する検査事務費は、砂利道Gの項に定める額とする。
- 注2 植樹帯の掘削工事の場合、占有者から徴収する検査事務費は、この表の砂利道Gの項に定める額を徴収する。

2 路面復旧標準構造

種別	砂利道G		A s 1		A s 2	
工種	砂利厚 15.0cm		表層厚 5cm 中間層厚 10cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm 中間層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 25cm
復旧構造						
種別	A s 3		A s 4		A s 5	
工種	表層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 25cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm	上層路盤厚 25cm 下層路盤厚 15cm
復旧構造						
種別	A s 6		A s 7		A s 8 (歩道)	
工種	表層厚 5cm	上層路盤厚 15cm 下層路盤厚 15cm	表層厚 4cm	上層路盤厚 10cm 下層路盤厚 10cm	表層厚 4cm	路盤厚 10cm
復旧構造						
種別	Con 1		Con 2		Con 3	
工種	コンクリート厚 25cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 30cm	コンクリート厚 23cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm	コンクリート厚 20cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm
復旧構造						
種別	Con 4 (歩道)		C. B (車道)		C. B (歩道)	
工種	コンクリート厚 10cm	路盤厚 10cm	ブロック厚 8cm 砂厚 3cm 瀝青安定処理 5cm	上層路盤厚 15cm 下層路盤厚 20cm	ブロック厚 6cm 砂厚 3cm 瀝青安定処理 5cm	路盤厚 10cm
復旧構造						

3 復旧の構造基準

(1) 車道の基準

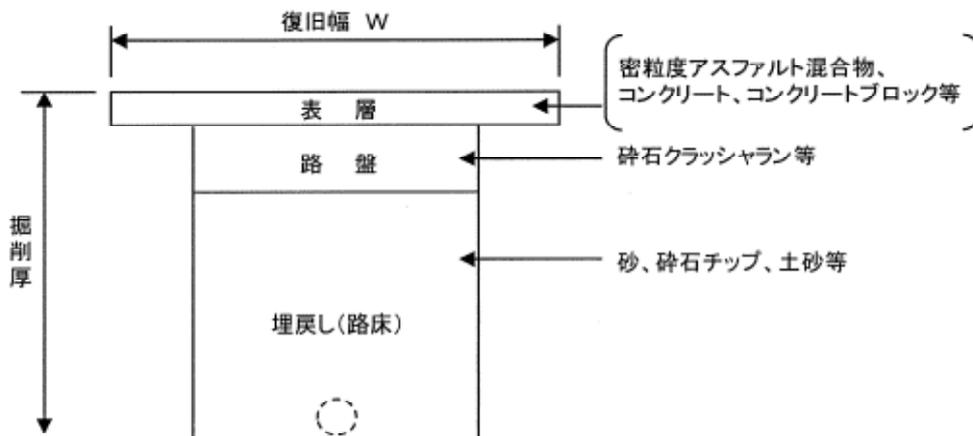


各層厚の基準

(単位 c m)

種別	A s 1	A s 2	A s 3	A s 4	A s 5	A s 6	A s 7	Con1	Con2	Con3	C. B
表層	5	5	5	5	5	5	4	25	23	20	16
中間層	10	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基層	5	5	5	5	—	—	—	—	—	—	—
上層路盤	30	30	25	20	25	15	10	30	20	20	15
下層路盤	25	25	25	25	15	15	10	30	25	25	20

(2) 歩道の基準



各層厚の基準 (単位 c m)

種別	A s 8	Con 4	C. B
表層	4	10	14
路盤	10	10	10

4 路面復旧費・検査事務費徴収算定基準

(1) 路面復旧費・検査事務費の額

復旧面積に舗装種別に応じた徴収単価を乗じて得た金額とする。

ただし、電柱及び電話柱の占用に伴う掘削工事の場合、占用者から徴収する検査事務費は、種別及び面積にかかわらず、電柱又は電話柱1本当たり1,000円とする。

(2) 路面復旧費・検査事務費の対象の除外

次に掲げる掘削工事については、路面復旧費・検査事務費を徴収しないものとする。

ア 国又は地方公共団体が一般会計をもって経理する事業及び特別会計をもって経理する事業のうち企業性格を有しないものに係るもの。

イ 復旧面積が1箇所につき1㎡未満の掘削工事の場合、検査事務費は徴収しないものとする。ただし、道路管理システムに係るものは除く。

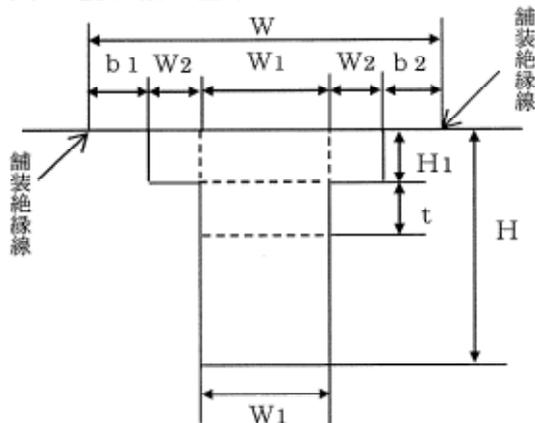
ウ 西日本高速道路株式会社、北九州市道路公社又は福岡北九州高速道路公社が設置する案内板（道路情報板を含む。）に関する掘削工事。

(3) 特殊舗装構造の取扱い

検査事務費については、類似する舗装種別の徴収単価を適用する。

路面復旧費については、別途設計を行い算定するものとする。

(4) 復旧幅の基準



W_1 = 掘削幅 (最小掘削幅 0.6m)

W_2 = 影響の片側幅 = $K t$ (最小影響幅 0.3m)

b_1 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側幅

b_2 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側幅 (反対側)

H = 掘削深さ

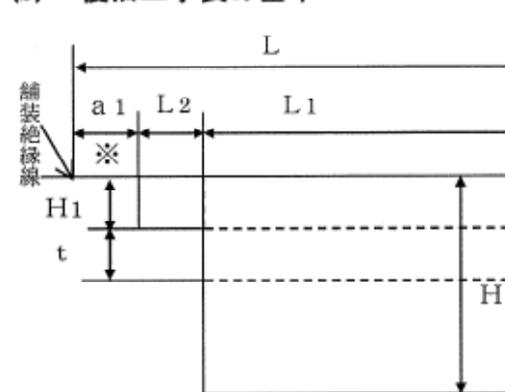
H_1 = 表層・中間層・基層の総厚

K = 係数 (コンクリート舗装 : 1.4、アスファルト舗装 : 1.0)

t = 路盤 (上層路盤+下層路盤) の総厚

W = 復旧幅 = $W_1 + 2W_2 + b_1 + b_2$

(5) 復旧工事長の基準



L_1 = 掘削長

L_2 = 影響の片側長 = $K t$ (最小影響長 0.3m)

a_1 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側長

a_2 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側長 (反対側) ※左図の a_1 を a_2 と読み替える

H = 掘削深さ

K = 係数 (コンクリート舗装 : 1.4、アスファルト舗装 : 1.0)

H_1 = 表層・中間層・基層の総厚

t = 路盤 (上層路盤+下層路盤) の総厚

L = 復旧工事長 = $L_1 + 2L_2 + a_1 + a_2$

(6) 復旧面積の基準

$$\text{復旧面積} = A = W \times L = A_1 + A_2$$

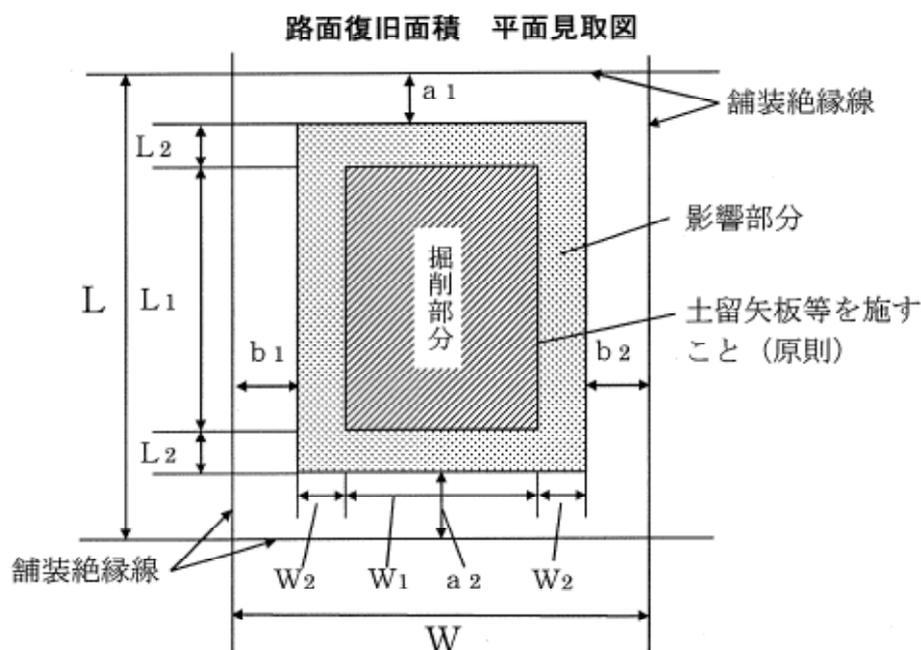
$$\text{掘削部分の復旧面積} = A_1 = W_1 \times L_1$$

$$\text{影響部分の復旧面積} = A_2 = A - A_1$$

(7) 復旧面積（影響部分）の取扱い

ア 影響部分の端から路側又は舗装絶縁線までの舗装幅が 1.2m（歩道の場合は 0.6m）未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算する。コンクリート舗装の場合は、影響部分の端から路側又は舗装絶縁線までの舗装幅が 1.8m（歩道の場合は 0.6m）未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算するものとする。

イ 徴収費用計算の基礎となる面積は、掘削部分の面積に影響部分の面積を加えたものとし、影響部分の面積は次の算式によるものとする。



$$A_2 = (W_1 + 2W_2 + b_1 + b_2) \times (L_1 + 2L_2 + a_1 + a_2) - W_1 \times L_1$$

A_2 影響部分の面積

W_1 掘削部分の幅（最小掘削幅 0.6m）

W_2 影響の片側幅（最小影響幅 0.3m）

L_1 掘削部分の長さ

L_2 影響の片側長（最小影響長 0.3m）

$$W_2 = L_2 = K t$$

t 掘削部分の路盤の厚さ

K コンクリート舗装の場合にあつては 1.4、アスファルト舗装の場合にあつては 1.0

$a_1 \cdot a_2$ 道路の中心線と平行の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線（打継目、目地、版端等をいう。以下同じ。）までの距離が 1.2m より多いときは 0 とする。

$b_1 \cdot b_2$ 道路の中心線と垂直の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線までの距離

ウ 最小掘削幅は車道部、歩道部とも 0.6m を標準とし、増幅の場合は 0.1m 単位とする。最小影響幅（長）は 0.3m とする。

エ 影響面積の例（アスファルト舗装の場合）

図-1

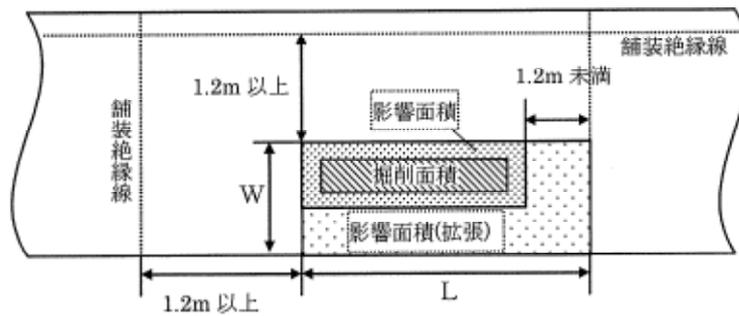
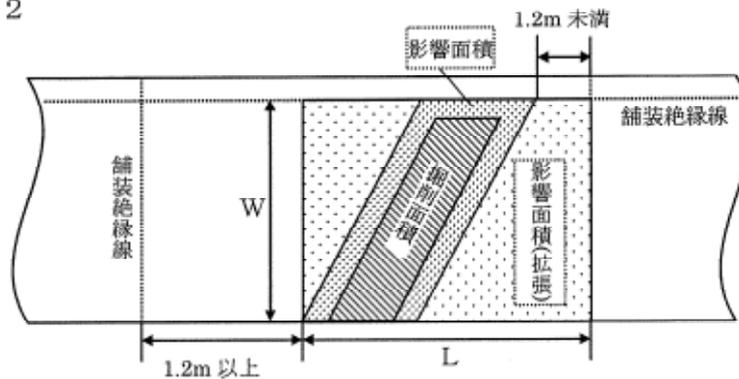


図-2



復旧面積 = A
 $A = W \times L$

※コンクリート舗装の場合、図-1及び図-2において、1.2mを1.8mと読み替えるものとする。

(8) 増破を生じた場合の取扱い

復旧面積は、断面的及び平面的に整形された範囲の面積を復旧面積とする。

なお、掘削許可時における復旧面積を増破した場合は、道路管理者と協議を行い、影響線を決定し、路面復旧費・検査事務費を追加徴収するものとする。

(9) 復旧面積の積算上の基準

ア 掘削部の工事長は、工種が異なるものがあるときには各工種ごとの工事長により、また同一路線内の工事であっても切断された部分については、その部分の工事長によるものとする。

イ 復旧面積算出の基礎となる復旧幅及び工事長は、メートル以下小数点第2位止めとし、3位については切り捨てるものとする。

ウ 復旧面積が、1箇所につき1.0㎡以上のものは、小数点以下1位で四捨五入して計算する。ただし、道路管理システムに係るもので1.0㎡未満のものは、1.0㎡とみなして計算する。

また、1申請につき同一舗装種別の掘削が2箇所以上ある場合は、舗装種別ごとに復旧面積を合計し、端数計算する。

エ 工事が国道、県道及び市道にまたがる場合においては、同一路線とみなして路面復旧費を算出する。ただし、国道、県道及び市道の工種が異なる場合は、アによる。

(10) 路面復旧費加算単価額

路面復旧費を徴収する場合、次の各表に掲げる道路付属物の復旧について、それぞれの表に定める割合による額を別途加算するものとする。

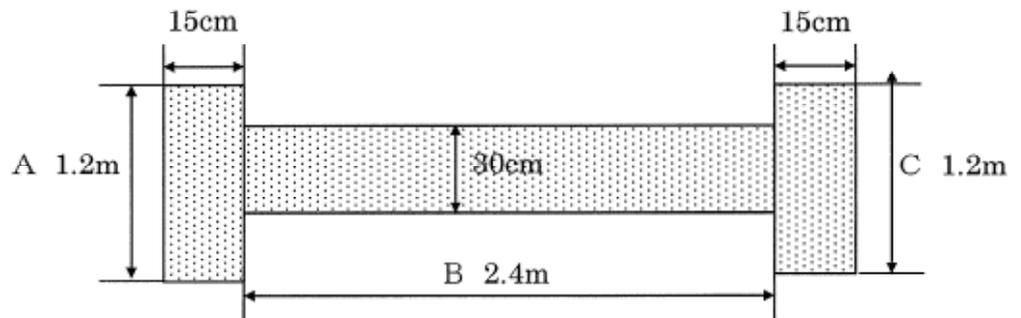
表-1

1 m 当たり単価 (円)

種 別		W=15cm	W=20cm	W=30cm	W=45cm	
区 画 線	白色	実 線	1,040	1,270	1,980	—
		破 線	1,080	1,350	2,040	—
		横断線 ・ゼブラ	1,040	1,270	1,980	2,500
	黄色	実 線	1,040	1,270	1,980	—

注1 横断歩道、停止線及びゼブラの区画線については、この表の横断線・ゼブラの項に定める額を徴収する。

2 区画線の延長の小数点以下の処理については、線幅ごとに次により行う。
(計算例)



15cm 幅の延長

Aの延長 1.2m

Cの延長 1.2m

$1.2m + 1.2m = 2.4m$

端数を切り上げると 3m、延長は 3m となる。

30cm 幅の延長

Bの延長 2.4m

端数を切り上げると 3m、延長は 3m となる。

表-2

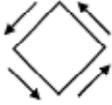
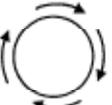
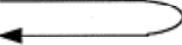
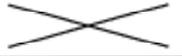
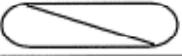
種別		形状 (画数)	色	1個当たり 単価 (円)	
矢印	直進		白	13,350	
	右左折		白	14,200	
	直進・右左折		白	18,860	
	右左折の方法 ・安全地帯等	対角 2m		白	42,400
		対角 4m			112,140
		直径 2m		白	50,240
直径 4m		137,580			
記号	転回禁止		黄	25,860	
			黄	20,140	
	終わり		白	30,950	
	横断歩道あり		白	34,980	
	前方優先道路		白	37,520	
文字	アラビア数字	30 40 50	白	40,490	
			黄	40,490	
	簡易な文字 (平仮名及び仮名を含む。)	5画未満	白	9,110	
			黄	9,110	
	中程度の文字	5画以上 10画未満	白	17,170	
			黄	17,170	
	複雑な文字	10画以上	白	19,920	
			黄	19,920	
マーク	文マーク		白	115,540	
	自転車マーク		白	3,180	
	自転車放置禁止区域マーク		青、赤、白	18,240	

表-3

種別	規格		1個当たり 単価(円)
キャッツアイ	設置幅 15cm	片面	9,900
		両面	11,150
チャッターバー	設置幅 20cm	片面	20,100
		両面	22,280
	設置幅 30cm	片面	22,920
		両面	24,770

(11) 夜間及び昼夜間工事施工の割増率

路面復旧費に(10)の加算額を加算した合計額に下記の割増率を乗じて得た額を加算するものとする。

ア 夜間工事施工の場合 26パーセント増

イ 昼夜間工事施工の場合 15パーセント増

(12) 路面復旧費の徴収方法

ア 掘削申請件数の少ない申請者については、許可決裁後納入通知書により路面復旧費を納入させ、領収書を確認して許可書を交付する。

イ 掘削申請件数の多い申請者(西日本電信電話(株)、九州電力(株)、西部ガス(株)、上下水道局)については、許可決裁後許可書のみを申請者に交付し、路面復旧費は、当月分を一括して翌月の一週間以内に納入通知書を発行し、納入通知書発行から20日以内に路面復旧費を納入させる。

5 舗装全幅復旧について

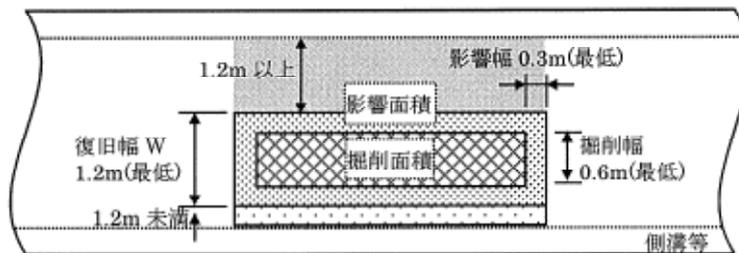
舗装先行工事でない路面復旧工事は、コンクリートブロック道を除き、道路の舗装種別にかかわらず、車道及び歩道全幅の表層を復旧するものとし、車線のある車道については車線単位で全幅の表層を復旧することを原則とする（ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く）。

この場合の当該部分の面積については、復旧面積に加算しない（検査事務費は徴収しない）ものとする。

- (1) 道路を横断する各戸引込管工事
- (2) 弁室やマンホール等の小構造物工事
- (3) 掘削面積 3 m^2 未満の工事

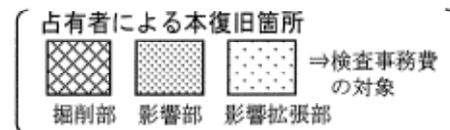
【舗装全幅復旧の事例】

- (1) 平面の考え方 ※アスファルト舗装の場合（コンクリート舗装の場合は 1.2m を 1.8m と読み替える）



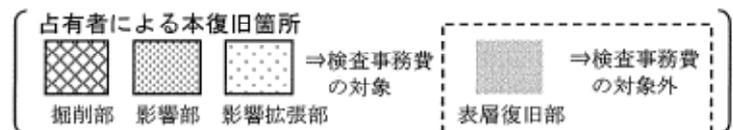
【一定規模の工事①】

- ・道路を横断する各戸引込管工事
 - ・弁室やマンホール等の小構造物工事
 - ・掘削面積 3 m^2 未満の工事
- ⇒ (例) 復旧面積 6 m^2 (復旧幅 $1.2\text{m} \times$ 工事長 5m)

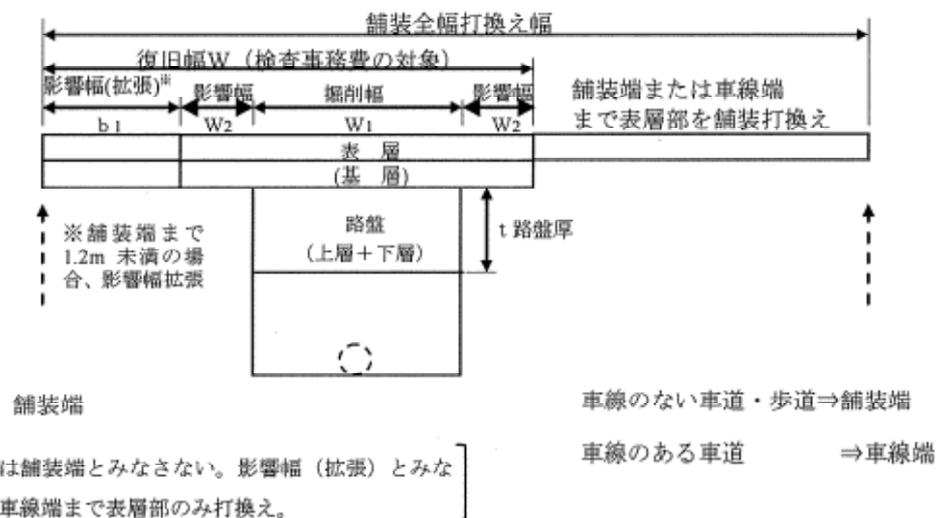


【①以外の工事】

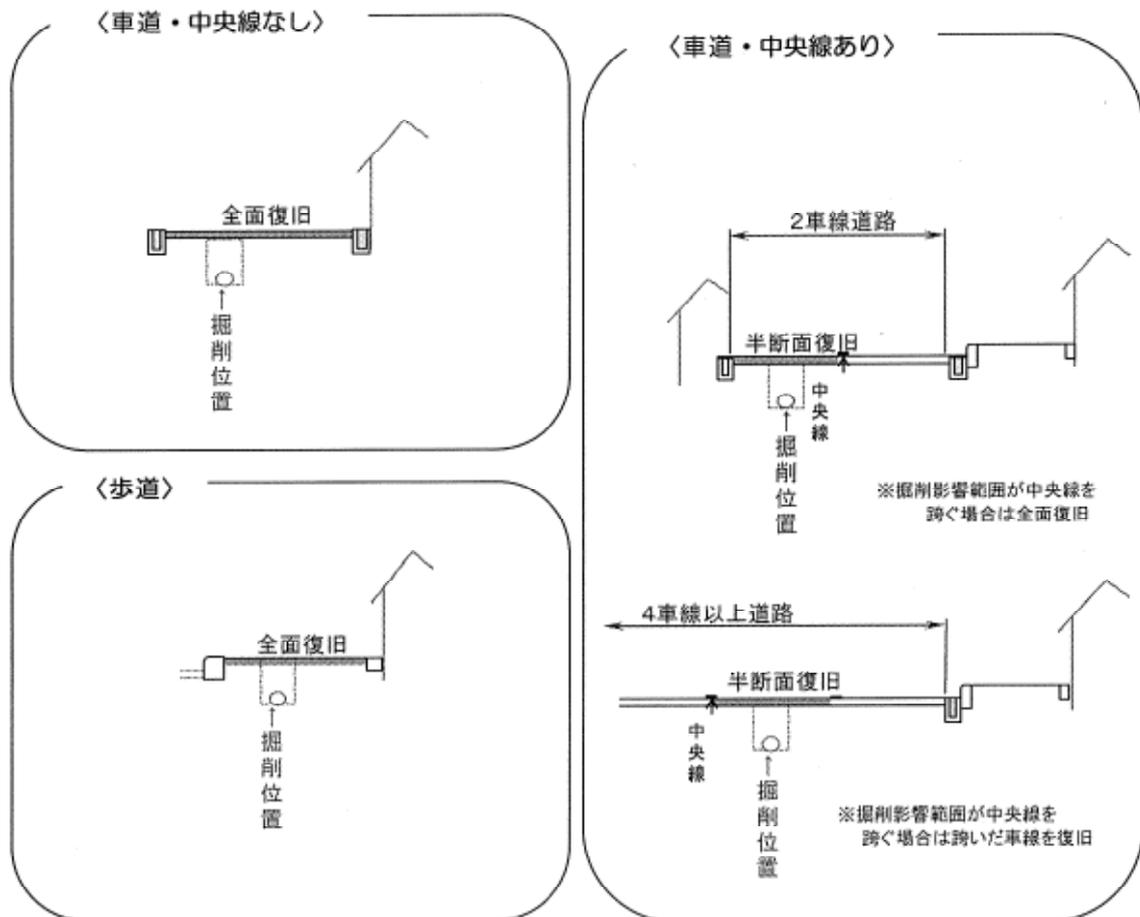
- ・掘削面積 3 m^2 以上の工事
- ※表層部を全幅復旧



- (2) 断面の考え方



(3) 車線における復旧範囲の考え方



※図の復旧範囲は基本的な基準であり、車線を跨ぐ掘削、特殊舗装などは実情に応じて判断する。

(4) 蓋等の高さ調整

舗装全幅復旧にあたり、蓋等の高さ調整が必要な場合は、占有者間で協議し、舗装面に段差が生じないように留意すること。

北九州市告示第214号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月22日

北九州市長 北 橋 健 治

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
医療法人池園医院	旧	北九州市戸畑区中原東一丁目 14番22号	平成26年3月 24日
	新	北九州市戸畑区中原西三丁目 2番10号	

北九州市告示第215号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
みどり調剤薬局両国橋店	北九州市八幡東区大蔵一丁目14番4号	平成26年4月1日
アルファ薬局	北九州市八幡西区割子川一丁目2番27号	平成26年4月1日
そうごう薬局ひびきの店	北九州市八幡西区本城学研台三丁目1番10号	平成26年4月1日
たかのす薬局	北九州市八幡西区鷹の巣二丁目7番28号	平成26年4月1日
華里調剤薬局	北九州市八幡西区八枝四丁目3番6号	平成26年4月1日
吉村調剤薬局	北九州市八幡西区黒崎三丁目4番2号	平成26年4月1日
サンキュードラッグ一枝薬局	北九州市戸畑区一枝二丁目3番35号	平成26年4月1日

2 訪問看護ステーション等（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションQ-ACT北九州	北九州市小倉北区東篠崎三丁目4番13号	平成26年4月1日

北九州市告示第216号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき
公有水面埋立ての竣功を認可したので、同条第2項の規定により、次のとおり
告示する。

平成26年4月22日

北九州港港湾管理者 北九州市
代表者 北九州市長 北橋健治

1 竣功認可の年月日

平成26年4月16日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 北九州市

住所 北九州市小倉北区域内1番1号

代表者 北九州市長 北橋健治

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

北九州市若松区響町三丁目1番1、1番2、1番3及び1番5地先

(2) 区域

次の地点のうち、**8**の地点と**9**の地点を直線で結んだ線、**9**の地点と
4の地点を直線で結んだ線、**4**の地点と**5**の地点を直線で結んだ線、**5**
の地点と**6**の地点を直線で結んだ線、**6**の地点と**7**の地点を直線で結ん
だ線及び**7**の地点と**8**の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

8の地点 修多羅三角点（北緯33度54分54秒930、東経1
30度47分53秒738）から303度21分03秒
4、219.48mの地点

9の地点 **8**の地点から359度59分53秒389.94mの地
点

4の地点 **9**の地点から0度00分00秒196.24mの地点

5の地点 **4**の地点から270度00分00秒207.74mの地
点

6の地点 **5**の地点から202度36分30秒357.01mの地
点

7の地点 **6**の地点から180度00分00秒256.57mの地
点

(3) 面積

179,604.60平方メートル

- 4 埋立ての免許年月日及び番号
昭和38年1月9日
38洞港陸第15号
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名
北九州市

北九州市告示第217号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき
公有水面埋立ての竣功を認可したので、同条第2項の規定により、次のとおり
告示する。

平成26年4月22日

北九州港港湾管理者 北九州市
代表者 北九州市長 北橋健治

1 竣功認可の年月日

平成26年4月16日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 北九州市

住所 北九州市小倉北区域内1番1号

代表者 北九州市長 北橋健治

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

北九州市若松区響町三丁目1番1、1番2、1番3及び1番5地先

(2) 区域

次の地点のうち、**6**の地点と**5**の地点を直線で結んだ線、**5**の地点と
1の地点を直線で結んだ線及び**1**の地点と**6**の地点を直線で結んだ線に
より囲まれた区域

6の地点 修多羅三角点（北緯33度54分54秒930、東経1
30度47分53秒738）から303度39分18秒
4、648.80mの地点

5の地点 **6**の地点から22度36分30秒357.01mの地点

1の地点 **5**の地点から270度00分00秒137.24mの地
点

(3) 面積

22,616.02平方メートル

4 埋立ての免許年月日及び番号

昭和38年1月9日

38洞港陸第15号

5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名

北九州市

北九州市告示第218号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成26年4月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

又田公民館

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	三浦國昭	北九州市八幡西区楠北三丁目16番1号
変更後	萩本伸吉	北九州市八幡西区楠北三丁目16番12号

3 変更年月日

平成26年4月1日

北九州市公告第 295 号

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、小倉駅南口東地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第 2 項の規定により次のように公告する。

平成 26 年 4 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 理事長の氏名
新井 性 鎬
- 2 理事長の住所
北九州市小倉南区下城野三丁目 1 番 24 号

北九州市公告第 296 号

都市公園の区域を変更するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 7 号）第 14 条の 2 の規定により、次のとおり公告する。

平成 26 年 4 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 区域を変更する都市公園の名称、位置及び変更に係る区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
4 6 4 2	北九州市立堅町公園	北九州市小倉北区 堅町二丁目 2 番及 び 3 番	北九州市小倉北区 堅町二丁目 3 番の 一部

2 変更の期日

平成 26 年 4 月 22 日

なお、変更に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第 297 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 26 年 4 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成 26 年 3 月 28 日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人創を考える会・北九州

(2) 代表者の氏名

岡野正敏

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区下到津一丁目 2 番 1 号 U & I ビル 303 号室

(4) 定款に記載された目的

この法人は、市民に、様々な芸術と出会う機会を提供するため、美術館の設立運営管理事業などを行い、芸術と技術に共通するものづくり文化の振興をはかり、もって不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とする。

北九州市公告第298号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成26年3月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州ホームレス支援機構

(2) 代表者の氏名

奥田知志

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市八幡東区荒生田二丁目1番32号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、経済的困窮状態や社会的孤立状態にある方に対して、自立支援、社会的処遇の改善、地域生活の安定等に関する支援事業を行い、共に生きる社会を創造することを目的とする。